

令和 4 年 第 9 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 4 年 9 月 21 日 開催

雫石町農業委員会

令和4年第9回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年9月21日(水) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町役場 3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1番 岡森 喜与一

2番 山本 長栄

3番 松ノ木 睦男

4番 新田 善男

5番 舛澤 誠一

7番 堂屋 剛

8番 木村 正美

9番 山崎 忍

10番 八丁野 よし子

11番 坂下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫石 藤村 博志

雫石 徳田 雅博

御所 吉田 光彦

御所 川口 英敏

御所 細川 健一

西山 高橋 浩之

西山 柿木 一明

西山 山田 裕明

西山 松本 光正

御明神 南野 久晃

御明神 木村 久雄

御明神 夷森 和人

御明神 砂壁 純也

4 欠席した委員

農業委員 6番 細川 仁

推進委員 雫石 福崎 公博、田村 國彦、御所 米澤 晃、御明神 伊藤 庄一

5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6号の規定による届出について

報告第3号 農地の現状変更に関する工事完了について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第3号 農用地利用配分計画の案に対する意見決定について

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第5号 農地利用最適化推進委員の辞任について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上村 光俊、係長 高橋 恵、主任 四ツ家 広衣

開会時間 午後1時55分

議 長 只今から令和4年第9回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席議員は農業委員10名、推進委員13名、計23名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達して
おりますので、本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

上村局長 (資料に基づき説明)

議 長 事務局より報告がありました。確認したい事などはございませんか。

(なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の
規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、会議録署名人には5番、舛澤誠一委員、7番、堂屋
剛委員、書記には事務局の高橋係長、四ツ家主任を指名いたします。
次に報告第1号～第3号を行います。事務局の説明を求めます。

高橋係長 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出書について、表のと
おり5件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。
報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届け出について、表の
とおり1件提出があり、理由としては、農地の一時転用を行うため、貸
貸借契約が解約されたものです。詳細につきましては、議案第2号の農
地法第5条関係で説明いたします。
報告第3号、農地の現状変更に関する工事完了の届け出について、表
のとおり2件提出がありました。

《番号1 朗読》

現地を確認したところ、5ページにありますように、現在は農作業し
やすいように平坦に整備し、整備した部分には牧草が蒔かれ、適切に保
全管理されていることから問題ないものと思われま。

《番号2 朗読》

現地を確認したところ、9ページにありますように、地目が畑の箇所
について、隣接する宅地へ農業用資材置き場を建設するスペースがない
ため、利便性や作業効率等も考慮し、農振の用途変更を行なった農業用

資材置き場が完成したもので、周辺農地や道路への影響も無いことから問題ないものと思われます。

議 長 事務局から報告がありました。これに質問などございますか。

(なし)

議 長 なければ報告第1号～第3号を終わります。
次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 議案第1号の内容について説明します。
《番号1 議案朗読》
申請事由は、土地交換のため贈与しようとするものです。
《番号2 議案朗読》
申請事由は、農業者年金を継続受給するため子と使用貸借を更新するものです。
《番号3 議案朗読》
申請事由は、離農のため売買しようとするものです。
《番号4 議案朗読》
申請事由は、規模拡大のため贈与しようとするものです。
以上説明しました案件に係る調査書を12～13ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を7番、堂屋委員にお願いいたします。

7番 堂屋委員 9月13日、私、松本推進委員の4班2名と事務局で現地を確認して来ました。
始めに番号1ですが、現地を確認したところ適切に保全管理されており、贈与後も引き続き牧草を作付けする計画であることから問題ないものと思われます。
次に番号3ですが、本件は土地の売買であり、農地を購入してほしいと申し出があった事から今回の申請になったとの事です。現地の状況は雑草一面でありましたが、売買後は耕起し野菜を生産する計画とのことで問題ないものと思われます。
次に番号4ですが、現地を確認したところ水稲が作付けされており、贈与後も引き続き水稲を作付けする計画であることから問題ないものと思われます。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

8番 木村委員 4番について、譲渡人、譲受人の関係は兄弟でしょうか。贈与との事ですが、どういう状況で贈与する事になったのでしょうか。

四ツ家主任 ○○さんと○○さんはご兄弟です。以前、○○さん名義の土地を○○さんに移動したのですが、その後、○○さんが○○に転出したため実家の農業を○○さんが継いでおり、今回、贈与税がかからない範囲まで贈与する申請があったものです。既に昨年も同様に贈与で許可を受けており、今後数年かけて贈与していく計画との事です。

議 長 他にございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 議案第2号の内容について説明します。

《番号1 議案朗読》

転用理由は、○○に係る一時転用のため賃貸借するものです。本案は農振法に規定する農用区域内の農地ですが、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される3年以内の一時転用であり、農地転用許可基準を満たしているものと思われま。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を松本推進委員にお願いいたします。

松本推進委員 現地は水稻が作付けされ、一部雑草部分はありましたが適切に保全管理されている状況でした。○○のための一時転用であるため、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断して来ました。なお、事前着工はありませんでした。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意

見ございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。次に、議案第3号、農用地利用配分計画の案に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 議案第3号の内容について説明します。

本案は、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の案であり、農地中間管理機構として中間管理権を保有する(公社)岩手県農業公社が担い手へ利用権の設定を行うものですので、所有者の氏名を省略し、利用権の設定を受けるものについて説明いたします。

《番号1 議案朗読》

本案は、備考欄に記載のとおり、これまで別の借受人に配分されていましたが事情により権利を移転するものであり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると思われま

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第3号は原案のとおり決定しました。次に、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 議案第4号の内容について説明します。

《番号1 議案朗読》

非農地となった事由は、農地法の手続きが必要な土地とは知らず、昭和47年頃に隣接する宅地に住宅及び作業小屋を増設し、宅地の一部とし

て隣接する宅地と一体的に利用がされてきたとの事です。なお、現地は宅地の一部として作業小屋、接続道路として利用されている状態でした。また、本案にかかる現地確認書を20ページに添えており、非農地となつてから20年以上経過しているため、農地に復旧することは困難であることから、非農地として証明することは問題ないと思われま

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を松本推進委員にお願いいたします。

松本 推進委員 申請地を確認しましたが事務局からの説明のとおり状況であり、現在の状況となつてから20年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断して来ましたが、皆様のご審議をお願いします。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第4号は、願出のとおり証明する事に決定いたしました。

次に、議案第5号、農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋係長 議案第5号について説明いたします。農地利用最適化推進委員の辞任について、本人から申し出があったため農業委員会等に関する法律第23条の規定により、承認を求めます。辞任する委員、田村國彦。理由については「一身上の都合により」との事です。辞任年月日は令和4年9月30日付となります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案は人事案件ですので、質疑を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、これより採決に入ります。農地利用最適化推進委員、栗石地区、田村國彦氏の辞任について、承認する方は挙手願います。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手ですので、議案第5号は承認されました。
以上で議事は全て終了しましたので、これもちまして本日の総会を
閉会といたします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後2時35分

以上が令和4年9月21日、雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 4 年 9 月 21 日 開催

議長 会長

議事録署名人 5 番

7 番
